

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱（令和3年鹿屋市告示第57号）の一部を次のように改正する。

第1条中「の中止」を「をやむを得ず中止又は延期したこと」に改める。

第2条第2号中「を中止」を「をやむを得ず中止又は延期」に、「の中止」を「の中止又は延期」に改める。

第5条第1項中「補助金受任者」を「学校長」に、「へ」を「に」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、学校長の判断により、補助対象者は、補助金の受領に関する権限を学校長に委任せず、直接補助金を受領することができる。

第5条第2項中「補助金受任者」を「学校長を経由して市長」に改める。

別記第1号様式中 「補助金受任者
学校長

様」を 「鹿屋市長

様」に改め、同様式2の項中「について、学校長に委任します。」を削り、同様式

3の項を次のように改める。

3 受任者

学校長

別記第1号様式を別記第1号様式（その1）とし、同様式の次に次の1様式を加える。

第1号様式（その2）（第5条関係）

年 月 日

鹿屋市長 様

（委任者）住 所
氏 名
連絡先

印

年度 鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付申請等委任状

修学旅行の中止に伴う鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付を受けたいので、鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり委任します。

記

1 補助に係る児童生徒

学 校 名	学 年	氏 名	生 年 月 日
			年 月 日
			年 月 日

2 委任事項

鹿屋市修学旅行キャンセル料補助金の交付の申請及び請求に関する一切の権限

3 受任者

学校長

4 補助金の振込先

金融機関名		支店名	
口座種別	普通・当座	口座番号	
口座名義人	フリガナ		
	氏 名		

附 則

この要綱は、令和4年3月7日から施行する。